

# 住吉呉田まちづくり協定の届出について

## 届出が必要な行為

1. 建築物その他の工作物の新築・増築・改築・用途の変更
2. 土地の区画形質または用途の変更
3. 良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採

※建築確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要です！

### • 届出は、建築確認申請の前に届出してください！

建築確認申請を要しない場合は、着工の30日前までに届出してください。

### • 建築確認申請に、「まちづくり協定に係る地区内における行為の届出に関する適合通知書（はがき）」の添付等の必要はありません。

（上記「適合通知書（はがき）」の受領前に、建築確認申請を行うことができます。）

### • 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、上記「適合通知書（はがき）」の写しが必要です。

## ★届出についての注意事項★

- 戸建専用住宅以外の届出については、住吉呉田まちづくりの会の協定運用委員会に、届出者または代理人より届出内容の説明をお願いしています。
- 届出をされる方は、委員会開催の1週間前までに、必ず住吉呉田まちづくりの会事務局までご連絡をお願いします（開催の前週の月曜日までにご連絡がない場合は、翌月の委員会にて説明をお願いすることになりますのでご注意ください）。
- 住吉呉田まちづくりの会の協定運用委員会による審査は、原則として毎月第1日曜日10時から、住吉南町デイサービスセンター交流の広場（東灘区住吉南町4丁目6-26）にて開催します。
- 住吉呉田まちづくりの会の協定運用委員会への説明が遅れると、「適合（不適合）通知書〈はがき〉」の発行も遅れますので早めにご連絡をお願いします。

協定委員会への説明等の詳細については、  
「住吉呉田まちづくりの会事務局」まで直接問い合わせてください。  
※連絡先については、届出時に別途お知らせいたします。

## ■神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例に基づく届出書類と届出先

届出先	神戸市都市局まち再生推進課
届出していただくもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書（共通様式）</li> <li>・適合（不適合）通知書〈はがき〉※切手を忘れずに！</li> <li>・住吉呉田まちづくり協定の区域内における行為の概要書</li> <li>・図面（届出書裏面に記載）</li> <li>・現況写真（行為の場所の範囲を表示したもの）</li> </ul>
届出部数	1部

※届出内容が協定で定める内容に該当する場合、図面に内容がわかるように記載してください。

※郵送による届出も受け付けています。発送後、1週間程度が経過しても担当者からの電話が無い場合は、確認のため、お手数ですが当課までご連絡ください。

届出先〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル  
 神戸市都市局まち再生推進課  
 「住吉呉田まちづくり協定」担当  
 電話（078）595-6731

## ■協議会への説明時に必要な書類（参考）

対象物件	※戸建専用住宅以外（戸建専用住宅は説明不要）
説明時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住吉呉田まちづくり協定の区域内における行為の概要書</li> <li>・図面（届出書裏面に記載）</li> <li>・現況写真（行為の場所の範囲を表示したもの）</li> </ul>
届出部数	※部数は問い合わせてください

※概要書・図面等の個人情報は、届出者で判断いただいた上、ご用意ください。

## ■まちづくり協定の関連書類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット（住吉呉田まちづくり協定）</li> <li>・まちづくり協定に係る地区内における行為の届出・変更届出書（共通様式）※裏面に届出する図面等記載</li> <li>・まちづくり協定に係る地区内における行為の完了・中止・廃止届出書（共通様式）</li> </ul> <p style="text-align: right;">※必要に応じて届出は、市へ1部のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御影浜手まちづくり協定の区域内における行為の概要書</li> <li>・適合（不適合）通知書〈はがき〉</li> </ul>
<p>各種様式は神戸市のホームページからダウンロードできます。          神戸市ホームページ 『住吉呉田まちづくり協定』で検索！          （ページの下部に様式等を掲載）</p>

